

高知大学土佐さきがけプログラムスポーツ人材育成コース履修規則

平成 24 年 3 月 28 日
規 則 第 116 号

最終改正 平成 31 年 4 月 26 日規則第 11 号

(趣旨)

第 1 条 高知大学土佐さきがけプログラムスポーツ人材育成コース（以下「本コース」という。）に関する事項は、高知大学学則及び高知大学土佐さきがけプログラム規則に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

(対象)

第 2 条 本コースは、人文社会科学部、教育学部及び理工学部の学生を対象とする。

(修了要件)

第 3 条 本コースの修了には、所属する学部で定められた卒業要件（以下「主専攻」という。）に加えて、別表に定める授業科目の中から 24 単位以上を履修しなければならない。

(単位の計算方法)

第 4 条 科目に対する単位数は、次の基準によって計算する。

- (1) 講義及び演習は、15 時間の授業をもって 1 単位とする。ただし、演習については、30 時間の授業をもって 1 単位とすることができる。
- (2) 実験・実習・実技は、30 時間の授業をもって 1 単位とする。ただし、45 時間の授業をもって 1 単位とすることができる。

(追試験)

第 5 条 追試験は、病気その他正当な理由のある場合に限り、土佐さきがけプログラム運営委員会（以下「委員会」という。）の議を経て許可することがある。

2 追試験の願い出は、事前に、やむを得ない場合は、当該試験終了後 1 週間以内に行なければならない。

(修了認定)

第 6 条 学長は、本コースの定める授業科目の単位を修得して卒業する者に、委員会の議を経て、修了認定証（様式 1）を授与する。

(履修中止・中断)

第 7 条 本コースの履修を中止又は中断しようとする者は、履修中止（中断）申請書（様式 2）を提出しなければならない。

- 2 学長は、主専攻の修学状況及び本コースの履修状況について、本コースの履修を継続させることが適当ではないと認められるときは、委員会の議を経て、本コースの履修の中止又は中断を命ずる。

(その他)

第8条 この規則に定めるもののほか、本コースの履修に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成27年2月24日規則第83号）

- 1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 改正後の規則の規定にかかわらず、別表の適用について、平成26年度以前の入学生は、なお従前の例による。

附 則（平成28年2月22日規則第75号）

- 1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 改正後の規則の規定にかかわらず、平成27年度以前の入学生については、なお従前の例による。

附 則（平成29年3月13日規則第83号）

- 1 この規則は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 改正後の規則の規定にかかわらず、平成28年度以前の入学生については、なお従前の例による。

附 則（平成31年4月26日規則第11号）

この規則は、令和元年5月1日から施行する。

別 表 (第3条関係)

授 業 科 目	単位数	
	必修	選択
トレーニング実習	1	
専門実技演習Ⅰ	2	
専門実技演習Ⅱ	2	
専門実技演習Ⅲ	2	
スポーツ指導演習	2	
スポーツ栄養学		2
スポーツ心理学		2
トレーニング論		2
個人スポーツ実技		1
対人スポーツ実技		1
集団スポーツ実技		1
		1 } *
ダンス・表現		1
海浜スポーツ実習		2
キャンプ実習		2
スキー実習		2
スポーツ医科学論		2
バイオメカニクス		2
救急処置法		2
スポーツ運動学		2
スポーツ生理学		2
衛生学・公衆衛生学		2
テーピング実習		1
個人スポーツ実技〔体づくり運動〕		1
コーチング論		2
スポーツ自然科学関係題目〔コーチング演習〕		2
生涯スポーツ論		2
スポーツ社会学		2
計	9	15

- * 個人スポーツ実技、対人スポーツ実技及び集団スポーツ実技として開講する授業科目の中から、種目が異なる科目を3単位を限度として選択科目の単位とすることができる。

高知大学土佐さきがけプログラム
スポーツ人材育成コース (副専攻)
修了認定証

学部 学科
氏 名
年 月 日生

本学の教育課程において、土佐さきがけプログラムスポーツ人材育成コース (副専攻) を修了したことを認定する

年 月 日

高知大学長

氏 名 印

様式2 (第7条関係)

高知大学土佐さきがけプログラムスポーツ人材育成コース
履修中止(中断)申請書

年 月 日

高知大学長 殿

年度入学 年生
学部 学科・課程
学籍番号
氏 名 印

私は、下記の理由によりスポーツ人材育成コースの履修を中止・中断したいので、高知大学土佐さきがけプログラムスポーツ人材育成コース履修規則第7条第1項の規定に基づき申請します。

記

1. 理 由 病気 (別紙診断書のとおり)
 その他 (別紙理由書のとおり)

2. 中断の場合の期間 年 月 日～ 年 月 日

アドバイザー教員	氏 名	印
----------	-----	---

※「意見書」はアドバイザー教員に提出すること。